



2022年5月16日

各位

会社名 高砂香料工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 梶村 聡
(コード番号 4914 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 川端茂樹
(TEL 03-5744-0649)

譲渡制限付株式報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2022年6月24日開催予定の第96回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

なお、上記の当社取締役会決議は、取締役会の任意の諮問機関であり過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会からの答申内容を踏まえた上で行ってまいります。

記

1. 本制度改定の理由

当社は、2017年6月28日開催の第91回定時株主総会において、第6号議案「取締役に對する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件」としてご承認いただき、当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資することを目的として、本制度を導入しております。

今般、対象取締役の在任期間中を通じた当社の企業価値の持続的な向上を図る貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、本制度の内容を以下の通り一部改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度改定の概要

本制度により対象取締役が交付を受ける譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、3年間から5年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間と設定しておりましたが、譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職等する日までの期間に改定することといたします。対象取締役の譲渡制限期間を改定するものであることから、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴い、譲渡制限の解除及び退任時の取扱についても、必要な修正を加えることといたします。

なお、上記の改定につきましては、今後交付される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに交付済みの譲渡制限付株式に関しての譲渡制限期間を変更するものではありません。

3. 改定後の本制度の概要

(1) 概要

本制度は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するため、取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式（以下「本割当株式」という）を発行又は処分しこれを保有させるものとする。

なお、上記の本割当株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、本制度に係る譲渡制限付株式割当契約を締結し、対象取締役は当該契約に定める期間中は譲渡等を行うことができないものとする。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は1事業年度100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とし、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は1事業年度4万株以内とする（なお、当社普通株式の株式分割又は株

式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとする。

(3) 1株当たりの払込金額

本制度における譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、払込期日における当社株式の公正な価格とする。

(4) 本割当契約において定める内容の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職等する日（取締役会決議でそれより遅い日を定めた場合はその日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当株式について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

ア 当社は、原則として、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで、継続して当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位にあったこと（以下「在籍条件」という）を条件として、譲渡制限が満了した時点をもって、本割当株式の譲渡制限を解除する。

イ アの規定にかかわらず、当社は、本割当株式の全部又は一部の譲渡制限の解除に関し、在籍条件のほか、当社の取締役会があらかじめ設定した業績目標（複数・段階的に設定することもできる）の達成（以下「業績条件」という）を、その条件とすることができる。当該割当株式については、在籍条件及び各所定の業績条件の成就を条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、その譲渡制限を解除する。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職等した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【ご参考】

国内非居住の取締役1名に対しては、上記の譲渡制限付株式報酬に代替する報酬として、金銭による株価連動報酬を導入しております。なお、当該報酬は、2017年6月28日開催の第91回定時株主総会においてご承認いただいております年額240百万円以内（うち社外取

締役分は年額 40 百万円以内。また使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない) の範囲内で、金銭による報酬の一部として支給しております。

また、当社は、譲渡制限付株式を当社の執行役員にも割り当てておりますが、本株主総会終結の時以降、当社の執行役員に割り当てる譲渡制限付株式についても、上記と同様の改定を行う予定です。

以上